

令和3年度第2回定期監査結果に基づく措置状況【くらしと文化部】

令和4年5月13日提出

項目	部署名		講じた措置の内容 (発生原因、措置の内容、再発防止策を記入してください。)	措置の状況	実施(予定) 年月日	未実施・実施予定がない理由
契約事務について	オリンピック・パラリンピック推進室	事前キャンプ等受入及びホストタウン関連事業実施業務委託について、契約期間に提出されるべき委託業務完了報告書が契約期間終了後に提出されていた。	総価契約と単価契約が混合する契約という異例の契約方法であったこともあり、委託事業者から提出された業務完了報告書は当方が期待していた成果品の出来とはほど遠く、その精度を高めるため、何度も作成し直させたことで相当程度の時間を要した。また、履行期間終了日(9月30日)の翌日である10月1日に委託事業者を含むグループ会社の合併による新会社への事業継承が予め決まっていたことなども手伝って、9月30日までの提出が困難との報告を受けたことから、これに伴う関係書類(代表者等変更届)を事業承継後の新会社で提出(10月7日)した後の10月11日に、業務完了報告書を提出してもらった。今後同様な案件があった場合には、契約期間に提出が完了するよう委託事業者とも十分な調整を行う。	実施	令和3年10月11日	
		自転車競技ロードレース事前学習プログラム実施業務委託について、契約書の契約日が契約締結日の前日であった。	契約締結日の決裁日は正しくは「4月15日」であり、「4月16日」は記入誤りで訂正した。	実施	令和4年1月7日	
	スポーツ振興課	市民体育大会等実施業務委託の契約書について、個人情報を取り扱う業務であるが、個人情報取扱特記事項が添付されていなかった。また、施設予約システム施設追加業務委託等の契約書について、個人情報を取り扱う業務ではないが、個人情報取扱特記事項が添付されていた。	市民体育大会等実施業務委託については、既に個人情報取扱事項を追加添付を行った。施設予約システム追加業務委託等の契約書については、個人情報取扱特記事項を添付していたため、委託事業者より第1号様式「個人情報の責任体制等報告書」を提出いただいた。	実施	令和3年12月10日	
報償費事務について	スポーツ振興課	講師謝礼について、事業計画を決定する際に、金額の根拠を明確にしていなかった。	発生原因としては、令和元年度まで業務委託で実施してきた事業について、以降も報酬金額を引き継ぎ実施してきたことが挙げられる。令和4年度実施分については、「令和4年度予算編成事務要領」に基づいて、依頼先の東京ヴェルディの合意のもと謝礼金額を設定し、事業決定を行った。	実施	令和4年4月4日	
文書事務について	スポーツ振興課	スポーツ推進委員活動報告書兼費用弁償請求書、多摩市行政財産使用申請書等について、文書管理システムによる記録を行っていないものが多数あった。	文書収受に関して、正しく理解しておらず、記録をしていなかった。今年度受領した文書については、既に記録を完了した。再発防止策として、スポーツ推進委員全員の活動報告書が1か月分まとまった時点で記録を行い、その他の文書については、受領後即記録を行う。	実施	令和3年12月10日	
事務決裁について	オリンピック・パラリンピック推進室	東京2020大会関連広報作成・配布業務委託について、予算執行変更伺において金額に基づき財政課長への合議が必要であったが行っていなかった。	財政課長の合議が漏れていたため、合議を行った。また、特殊な契約変更であったことから、総務契約課長に特に確認をお願いしたかったため、総務契約課長の合議も行った。	実施	令和4年1月7日	
行政財産使用許可について	スポーツ振興課	温水プールの有料広告掲出について、多摩市立温水プール有料広告掲出取扱要領では、掲出期間について「年度の途中から掲出を開始する場合は、当該年度の3月31日までとする」としているが、令和3年9月14日から令和4年9月13日まで許可しているものがあつた。	「多摩市立温水プール有料広告掲出取扱要領」について確認をせず、「多摩市行政財産の使用及び使用料に関する条例」、「多摩市行政財産の使用及び使用料に関する条例施行規則」のみから使用期間について判断したため、年度をまたいだ広告掲出を許可してしまった。本件については行政財産の使用許可期間を令和3年度末までに訂正し、広告掲出使用料について金額の変更を行った。今後は体育施設における広告掲出許可について手順を再度確認し、要領を遵守した事務処理を行う。	実施	令和4年3月29日	